

令和7年度 随意契約の公表(こども若者部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年10月1日から令和8年3月31日までの随意契約

【こども若者部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
こども若者政策課	八尾市若者相談支援事業業務	令和8年1月1日	社会福祉法人 つむぎ福祉会	大阪市東住吉区田辺 六丁目4番1号	6,056,675円	当該委託業務の専門性を高め、より効果的なものにするために、基本仕様を提示した上で事業者から提案を受けるプロポーザル方式の選定を行い、その結果選定された事業者と随意契約を行ったものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども若者政策課	物価高対応子育て 応援手当システム 開発業務委託契約	令和7年12月19日	株式会社 阪 南ビジネスマ シン	堺市中区深井北町 3275番地	7,271,000円	契約業者は、本市児童手当管理システムの導入業者であり、契約業者以外では本業務を行えないため。また、ソフトウェアのソースコードを開示していないことにより、相見積りをとることができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども若者政策課	八尾市児童扶養手 当システム利用契 約	令和8年1月1日	株式会社 両 備システムズ	岡山市豊成二丁目7 番16号	1,399,200円	当該システム開発業者かつシステム標準化委託業者であり、障害発生時の原因究明や復旧作業について早期対応ができ、業務の安定的な稼働が図れるため。また、ソースコードを開示していないことから、他の業者での対応は困難であるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
こども・いじめ何でも相談課	八尾市こども情報 システム改修業務 委託契約	令和7年12月1日	シャープマー ケティングジャ パン株式会社	大阪府八尾市北亀井 町三丁目1番72号	4,471,500円	当該システムは同社が開発したシステムであり、運用保守についても委託しており、同社でなければシステム改修業務が困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)